

治療に必要な運動の費用をサポートしてくれる制度があります。

# 「運動療法処方箋」をお持ちください

かかりつけの病院から運動療法処方箋を発行された方が  
スポーツクラブを利用する場合、その料金が  
医療費としてみなされ、還付を受けることができます。



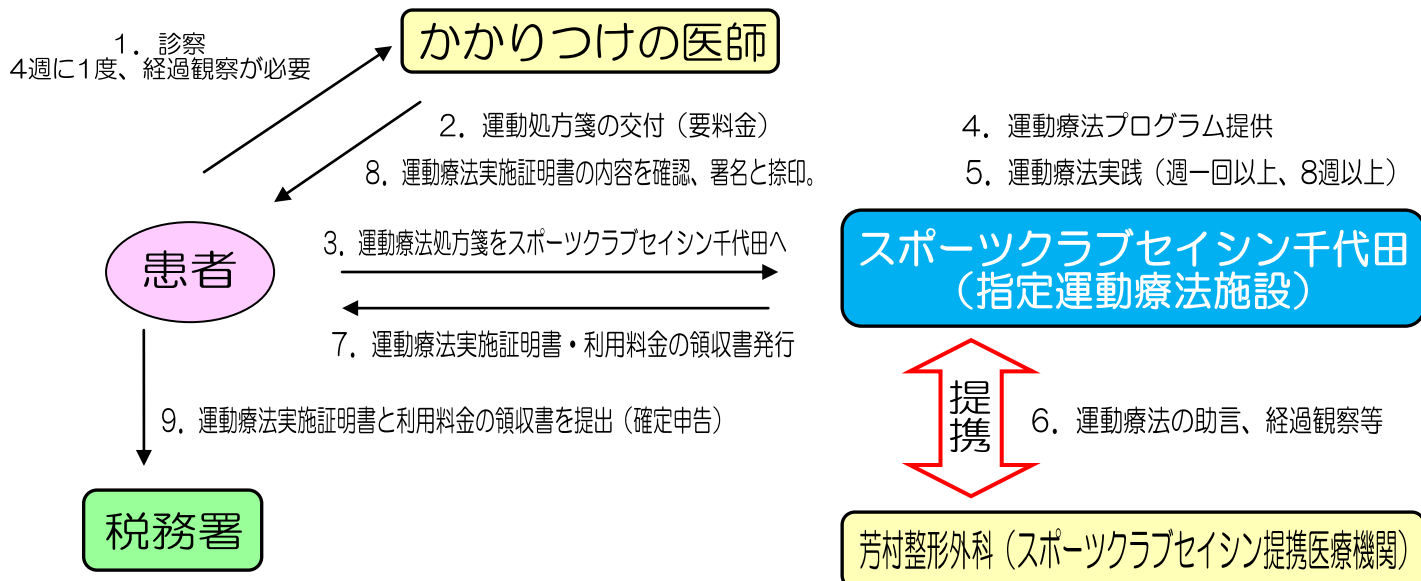
※本制度は厚生労働省より「指定運動療法施設」の

認定を受けているスポーツクラブをご利用になる場合のみ適用されます。

当クラブは厚生労働省認定「指定運動療法施設」です。

市内の指定運動療法施設は「スポーツクラブセイシン千代田」のみです。

## 還付を受けるまでの流れ



## 運動療法処方箋の発行にご協力頂いている医療機関

【松木消化器内科クリニック】

静岡市葵区千代田 7-7-12

TEL 054-262-6500

【八木循環器内科クリニック】

静岡市葵区竜南 3丁目 11-8

TEL 054-248-8100



上記2つの病院には、運動療法処方箋の発行に積極的なご協力を頂いております。運動療法処方箋の発行はどの医療機関でも可能ですが、当クラブより事前に説明が必要な場合がございます。